

新潟市西蒲区福祉巡回バス運行に関する要綱

(運行目的)

第1条 この要綱は、新潟市西蒲区内において、福祉巡回バスを運行することにより、高齢者等の公共施設利用、健康増進及び生きがい活動支援により社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 福祉巡回バスの事業主体は、新潟市とする。ただし、市長は、この事業を適切に運営することができると思えられる民間事業者等に福祉巡回バス運行業務の一部又は全部を委託することができる。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) おおむね65歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けている者、又はそれに準ずる者
- (3) そのほか、市長が必要と認める者

(利用料金)

第4条 利用料金は、無料とする。

(運行等)

第5条 福祉巡回バスの運行経路、運行日、運休日及び停留所などの運行に係る必要事項については、市長が別に定める。

(運行の制限等)

第6条 市長は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、福祉巡回バスの運行を制限し、変更し、又は休止することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は福祉巡回バスを利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はその恐れがあるとき。
- (2) バスの運行管理上必要な指示に反する行為があったとき。
- (3) その他市長が福祉巡回バスの利用を不適當と認めたとき。

(安全管理)

第8条 第2条ただし書の規定により、福祉巡回バスの運行事業を受託した者は、福祉巡回バスの運行記録及び経理に関する帳票等必要な書類を備え付け、適正に管理しなければならない。

2 運転者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令の規定を遵守し、福祉巡回バスの運行に努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。